

防官施第2976号
14. 4. 1
改正 防防施第7590号
18. 7. 31
改正 防防施第11776号
18. 12. 28
改正 防防施第8474号
19. 8. 31
改正 防経施第9000号
19. 9. 13
改正 防経会第9110号
21. 7. 29
改正 防経施第13698号
24. 10. 12
改正 防官文(事)第18号
27. 10. 1

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

事務次官

PFI推進チーム設置要綱について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

P F I 推進チーム設置要綱

(推進チームの設置等)

第1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施する事業（以下「P F I 事業」という。）に関する技術的知識の普及、職員の意識の向上等防衛省におけるP F I 事業の積極的な導入を図ることを目的として、防衛省にP F I 推進チーム（以下「推進チーム」という。）を置く。

(推進チームの構成)

第2 推進チームは、推進チーム長、副推進チーム長及び推進チーム員をもって構成する。
2 推進チーム長、副推進チーム長及び推進チーム員は、整備計画局長が指名する者をもって充てる。

(推進チームの運営)

第3 推進チーム長は、推進チームの事務を総括整理する。
2 副推進チーム長は、推進チーム長を助け、推進チーム長が不在の場合、その職務を代行する。
3 推進チームは、作業の進捗状況に応じ、関係部局との所要の連絡・調整を実施するものとし、必要に応じ関係部局との連絡会議を開催するものとする。
4 推進チーム長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、調査又は検討のため、資料の提出等を求めることができる。
5 前項の要求があった場合、関係部局は、これに応じ、協力するものとする。

(庶務)

第4 推進チームに関する庶務は、整備計画局施設計画課及び防衛装備庁装備政策部装備制度管理官において処理する。

(委任規定)

第5 この要綱に定めるもののほか、推進チームの運営に関し必要な事項は、推進チーム長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。